

第4章 計画の推進体制

第1節 農業者、農業団体、市民、事業者、市の責務や役割

計画に基づいて、施策や事業を展開し、目標を実現するためには、農業者や農業団体、市民、事業者が計画の内容を理解し、各自が役割を認識した上で、主体的に計画を推進していく必要があります。

条例に規定されている農業者及び農業団体の責務、市民の役割、事業者の役割を踏まえた上で、計画の基本的な考え方である『市民みんなで参加する久留米の食と農』を実践するための農業者、農業団体、市民、事業者、市の責務や役割について以下に示します。

農業者の責務

農業者は、安全な農産物や農産加工品を生産・供給する主体です。市内出荷や積極的な情報発信、消費者ニーズの把握により、市民の理解促進や信頼確保を図るとともに、市民との交流により農業や農村の大切さを伝える責務を有します。

また、農地や農村環境を守っていく主体でもあり、農地や農道などの農業生産基盤施設の適正な維持管理により、農業・農村の多面的機能を保全する責務を有します。

さらに、将来にわたって持続的に農業を発展させる主体として、収益性の高い農業への経営改善を進め、次世代への技術や知識を継承する責務を有します。

農業団体の責務

農業協同組合などの農業団体は、農業者の経営の安定化や生産性・品質の向上、ブランド化などの競争力の高い産地育成に努め、安定的に農産物・農産加工品を供給する責務を有します。

市民の役割

市民は、農業関連情報を積極的に収受し、農業者との交流による相互理解に努めるとともに、農業や農村の持つ多面的機能への理解を深めます。また、農村環境や農業生産基盤施設の維持保全活動に参加し、久留米産の農産物を積極的に消費するなど、本市の農業を支える役割を担います。

事業者の役割

事業者は、農業や農村の重要性を認識し、久留米産の農産物や農産加工品の積極的な利用や消費者への提供を推進するとともに、農村環境や農業生産基盤施設の維持保全活動に協力するなど、本市の農業振興に参加・協力する役割を担います。

市の責務

市は、農業者や農業団体、市民、事業者、国や県などと連携し、計画に基づいて、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策・事業を着実に推進する責務を負います。

第2節 計画の進行管理

計画を着実に推進するために、毎年度、市の実施計画をまとめ、計画的に推進します。その事業実績や効果を定期的に検証し、市議会や食料・農業・農村政策審議会に報告するとともに、必要に応じて実施計画を見直す、いわゆるPDCAの考え方により進行管理を行います。

なお、計画の推進にあたっては、農業者・農業団体や行政のみならず市民、事業者などの理解や支援が不可欠であるため、計画の進捗状況等について市ホームページ等で広く市民に公表します。

